

平成21年度税制改正速報

いま、中小企業経営者にお知らせしたい改正のポイントはここだ!

平成20年も例年通り、12月半ばに、自民党より「平成21年度税制改正大綱」が発表されました。また合わせて、各省庁より改正のポイントも随時公表されました。大綱を読んだ印象は、増税項目がほとんど見当たらない減税一色だなぁ、というものでした。とはいえ、大綱の最初のほうに掲載されていた「税制抜本改革の全体像」や末尾の「検討事項」において、今後の増税の可能性も示唆されていました。今回の記事では、平成21年度税制改正大綱のうち、読者の皆さんのクライアント先である中小企業経営者の方々にぜひ伝えてあげてほしい「税制改正項目」について解説します。

※本稿の内容は、平成21年1月15日現在のものであり、国会を通過するまでは正式な確定事項ではありません。今後の国会審議動向等により、内容が変更されることがありますのでご了承ください。

中小法人等は税率が下がります!

まずは、会社経営に直接影響のある税制改正項目として、「中小法人等に対する軽減税率の時限的引下げ」、「中小法人等の欠損金の繰戻し還付の全面解禁」、さらには「外国子会社配当益金不算入制度の創設」をご紹介します。

大綱によると、「中小法人等（P.15の注1参照）の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を22%から18%に引き下げます」とあります。

これがどれくらい減税になるかというと、例えば中小法人等で年間800万円の所得があるとすると、法人税で800万円×(22%-18%)=32万円となります。さらには、法人税を基礎に計算する法人住民税の税率がおおむね17.3%ですから、32万円×17.3%=

5万5,360円、法人住民税も減税となります。減税額を合計すると、32万円+5万5,360円=37万5,360円となります。

また、この制度の適用開始は、平成21年4月1日以後に終了する事業年度とありますから、一般的には最短で平成21年4月末決算から適用できることとなります。

中小法人等に対する軽減税率の引き下げについて、現行と改正後をまとめると図表1のようになります。

■図表1 「平成21年度 経済産業省関係の税制改正について」平成20年12月12日（経済産業省ホームページ）より

	現行	(改正後) 年800万円まで 18% [H21.4.1~H23.3.31に 終了する事業年度]
資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人 ・通常の一般社団法人等 ・持分の定めのない医療法人等	年800万円まで22%	
資本又は出資を有しない普通法人 ・非営利性が徹底された一般社団法人等 ・公益社団法人等		
一般社団法人等		
人格のない社団等		
協同組合等(※)	一律22%	
公益法人等(学校法人、社会福祉法人、宗教法人、一部の厚生連等)	一律22%	
特定医療法人	一律22%	

(※)特定協同組合等(①総収入金額のうち物品供給事業の収入金額に占める割合が50%以上、②組合員の数が50万人以上、③店舗における物品供給事業の収入金額が1000億円以上である協同組合等)については、年10億円超の所得:26%、年10億円以下の所得:22%

注1 中小法人等とは、次の法人のことです。

- ①普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社等を除く）
- ②公益法人等 ③協同組合等 ④人格のない社団等

中小法人等は去年の税金を還付してもらうことができます!

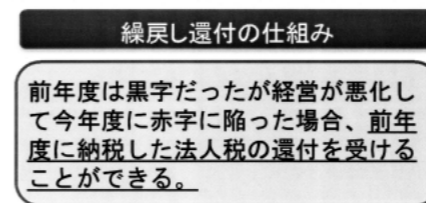
次に、「中小法人等の欠損金の繰戻し還付の全面解禁」ですが、大綱によると、「中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができることとします」とあります。

従来から欠損金の繰戻し還付制度はあったのですが、会社を解散するときなど特殊な場合を除いて、設立5年以内の中小企業者にしか認められていませんでした。それが今回の改正では、前述の中小法人等に限って全面解禁となります。

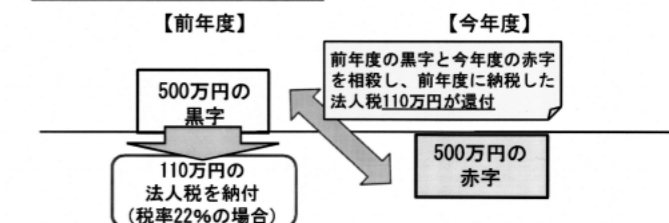
繰戻し還付制度とは、前年度は黒字であったがその後、経営が悪化して今年度に赤字に陥った場合に、前年度に納税済みである法人税の還付を受けることができる制度のことです。繰戻し還付の仕組みを図解すると、図表2のようになります。

現在の急激な不況を考慮し、この制度の適用は先ほどの「税率の引き下げ」より早く適用できることになっています。具体的には、「平成21年2月1日以後に終了する各事業年度」

■図表2 「平成21年度 経済産業省関係の税制改正について」平成20年12月12日（経済産業省ホームページ）より



繰戻し還付が適用できるケース



が適用開始となっていますので、多くの企業決算が集中する平成21年3月決算から適用可能です。昨年は黒字だったけど今度の3月決算では赤字になりそうだという企業は非常に多いでしょうから、この「欠損金の繰戻し還付制度」は多くの企業が活用することになるのではないかと思います。

ちなみに、通常「税金」というのは払いっぱなしのもので1度払ったものが戻ってくるというのはほとんどの経営者が経験していないでしょうから、この改正項目は皆さんのクライアント先である経営者の方々に興味をもって聞いてもらえるのではないかと思います。

海外子会社の利益を自由に国内に戻せます!

国際展開する日本企業が獲得する海外子会社の利益について、税制に左右されずに、必要な時期に必要な金額を国内へ戻すことが可能となるように、「外国子会社配当益金不算入制度」が創設されます。

現在の「間接外国税額控除制度」を改めて、新制度では、内国法人が外国子会社から受ける配当等の額について、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととします。

なお、この制度は、内国法人の平成21年4月1日以後に開始する事業年度において受ける外国子会社からの配当等の額について適用することとし、恒久措置となっています。

取引相場のない株式等に係る「相続税」の納税猶予制度の創設

次には、中小企業の事業承継を円滑に行うための税制上